

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏 まえた預金規定の変更について

敦賀信用金庫は、金融庁が発表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年1月14日より下記の預金規定の内容を変更いたします。

変更後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を、従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況に応じて、窓口等でお客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、再度確認させていただく場合がございます。また、確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

変更後の規定につきましては、変更前よりお取引いただいているお客さまにおきましても適用の対象となります。

1. 対象となる主な預金規定等

普通預金（無利息型を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定
総合口座取引（普通預金無利息型を含む）規定

2. 変更日

2020年1月14日（火）

3. 主な改定内容

次の「取引の制限」条項の朱書・下線部を新設します。

《普通預金（無利息型を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定》抜粋

※総合口座取引（普通預金無利息型を含む）規定、においても同様の改定を行います。

8. (取引の制限)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 1年以上取引のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

次の条項の朱書・下線部を追加・変更します。

《普通預金（無利息型を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定》抜粋

※総合口座取引（普通預金無利息型を含む）規定、においても同様の改定を行います。

9. (解約等)

(1) この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第6条第1項に違反した場合

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤法令で定める本人確認等における確認事項、および第8条第1項で定める当金庫からの通知による各種確認や提出された資料に偽りがある場合

⑥第1号から第5号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

⑦第8条第1項から第4項までの定めに基づく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合